

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年12月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 河北総合支所、雄勝総合支所、河南総合支所、桃生総合支所、北上総合支所及び牡鹿総合支所
(地域振興課、市民福祉課及び所管の行政機関)
- 2 監査期間 令和5年8月24日から令和5年12月27日まで
- 3 監査対象範囲 前回監査終了時から令和5年7月までの一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、軽微な誤り等については、別途指導及び注意しました。

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
河北総合支所 地域振興課	団体管理事務 (令和4年度)	<p>次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <p>ア 石巻市河北上品山牧場預託者互助会 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>(ア) 利用費（運搬料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 9月16日退牧運搬料（8頭分） ・金額 39,600円 ・支出伺 令和4年11月29日 ・支払日 令和4年9月26日（領収書日付） ・預金払出 令和4年11月29日 <p>(イ) 利用費（運搬料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 10月28日退牧運搬料（6頭分） ・金額 29,700円 ・支出伺 令和4年11月29日 ・支払日 令和4年11月24日（領収書日付） ・預金払出 令和4年11月29日 <p>(ウ) 利用費（運搬料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 10月28日退牧運搬料（12頭分） ・金額 59,400円 ・支出伺 令和5年1月20日 ・支払日 令和4年11月9日（領収書日付） ・預金払出 令和5年1月20日
雄勝総合支所 地域振興課	団体管理事務 (令和4年度)	<p>次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <p>ア 雄勝地区会長会 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>(ア) 旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 地域連絡会議研修会等出席旅費 ・金額 10,000円 ・支出伺 令和4年12月26日

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・支 払 日 令和4年12月26日（領収書日付） ・預金払出 令和5年1月27日 (イ) 交際費 <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 弔電代 ・金 額 604円 ・支 出 伺 令和4年12月19日 ・支 払 日 令和4年12月19日（領収書日付） ・預金払出 令和5年1月27日 イ 石巻市雄勝婦人防火クラブ 婦人防火クラブ会員が立替払いを行った例が令和4年5月から翌年3月までに29件あったが、この際事務局職員は事前に支出伺いをせず、団体預金口座から会員へ立替払い分の金額を支出し、年度末にまとめて支出調書を作成していた。 団体預金口座から支出伺いをせずに支出することは認められず、本事案は不適切である。 今後は、公金の取扱いに準じた適正な出納事務を行うこと。
桃生総合支所 地域振興課	団体管理事務 (令和4年度)	次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。 ア 石巻市交通安全都市推進協議会桃生支部 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。 (ア)通信運搬費 <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 顧問への総会結果送付代 ・金 額 480円 ・支 出 伺 令和4年6月22日 ・支 払 日 令和4年6月21日（領収書日付） ・預金払出 令和4年6月22日
牡鹿総合支所 地域振興課	負担金、補助 及び交付金の 支出事務 (令和4年度)	補助金交付事務に係る関係書類を試査したところ、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。 ア 石巻市高圧電力利用施設指定管理事業者電気料金支援金（（一社）鮎川まちづくり協会分）の算定誤り

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
		<p>支援金の額について、石巻市高圧電力利用施設指定管理事業者電気料金支援金交付要綱第5条の区分に基づき交付することとしているが、適用する区分を誤り、過大に交付していたため、過大交付分については速やかに返還を求めること。</p> <p>誤：(2) 2万キロワット以上4万キロワット未満 45万円</p> <p>正：(1) 1キロワット以上2万キロワット未満 20万円</p>